

広島県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和四年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|           |  |           |
|-----------|--|-----------|
| 路線名       | 供用を開始する区間                                      | 供用を開始する日  |
| 県道志和インター線 | 東広島市八本松西五丁目二四九番七二地先から<br>東広島市八本松西三丁目二〇二二番一地先まで | 令和四年三月一八日 |